

はじめに

1 策定にあたって

平成7（1995）年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や、平成16（2004）年10月23日に発生した新潟県中越地震などの大規模地震による被害があったことから、住宅・建築物の耐震化を促進するため、本市では、平成20（2008）年から、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づく「那須塩原市建築物耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組んできました。

その結果、防災上重要な市有建築物については、目標値である耐震化率100%をおおむね達成しましたが、一方で住宅や多数の者が利用する建築物については、耐震化が遅れており、特にこれらの多くを占める民間の住宅・建築物に対する耐震化の促進が課題となっています。

また、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える地震・津波により、一度の災害としては戦後最大の人命が失われており、平成30（2018）年6月18日に発生した大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊などによる人的被害も発生し、建築物等の総合的な耐震化の重要性が改めて確認されました。

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘され、東日本大震災を超える甚大な被害の発生が懸念されている中、本市の耐震化の現状や課題等を踏まえた耐震化施策の実効性を高めるため、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針^{*1}」という。）及び「栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）」に基づき、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とする「那須塩原市建築物耐震改修促進計画（三期計画）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

今後とも、本計画に基づき、住宅・建築物の耐震化に取り組み、市民のより一層の安全・安心の確保に努めます。

※1 国の基本方針については、資料編 資料1 参照

2 策定までの主な経過

年月	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模な地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度7 死者・行方不明者 6,437人 住宅全壊 104,906棟、半壊 144,274棟、 一部破損 390,506棟 (内閣府 HP 災害情報より) 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定が規定
平成19年1月	栃木県建築物耐震改修促進計画 (一期計画)	平成27年度の耐震化率の目標設定
平成20年3月	那須塩原市建築物耐震改修促進計画 (一期計画)	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 市有90%、民間90%
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7 死者 19,729人、行方不明者 2,559人 住宅全壊 121,996棟、半壊 282,941棟、 一部破損 748,461棟 (内閣府 HP 災害情報より)
平成25年10月	国の基本方針の改正	令和2年度までに住宅の耐震化率95%の目標を明示
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成27年3月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%の目標を明示
平成28年3月	国の基本方針の改正	令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成28年3月	栃木県建築物耐震改修促進計画 (二期計画)	令和2年度の耐震化率の目標設定
平成28年4月	熊本地震	最大震度7 (2回記録) 死者 273人 住宅全壊 8,667棟、半壊 34,719棟、 一部破損 163,500棟 (内閣府 HP 災害情報より) 平成12年5月31日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成28年10月	那須塩原市建築物耐震改修促進計画 (二期計画)	令和2年度までの耐震化率の目標 住宅95% 多数の者が利用する建築物 市有100%、民間95%
平成28年12月	栃木県地域防災計画改定	県の減災目標の設定
平成30年3月	那須塩原市地域防災計画改定	市の減災目標の設定
平成30年6月	大阪府北部地震	最大震度6弱 死者4人 (うちブロック塀崩落により2人死亡) 住宅全壊9棟、半壊87棟、 一部破損27,096棟 (内閣府 HP 災害情報より)
平成30年12月	国の基本方針の改正	令和7年度を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成31年1月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務化
平成31年3月	栃木県地震減災行動計画策定	令和6年度までの住宅耐震化の目標設定
令和2年3月	那須塩原市建築物耐震改修促進計画 (二期計画の改定)	危険なブロック塀の倒壊等防止対策について明示
令和3年3月	栃木県建築物耐震改修促進計画改定 (三期計画)	令和7年度までの耐震化率の目標 住宅95% 多数の者が利用する建築物については、おおむね解消